

注意事項

本業務の履行期間は令和 6 年 3 月 25 日までとしているが、本契約に係る予算の繰越手続きが認められた場合には、別途協議により期間を変更する予定である。なお、想定している期間は令和 6 年 5 月 31 日までである。